

令和 7 年～ 8 年度

東日本都市再生本部所管用地の小規模災害応急復旧工事等
に係る協定締結者の公募について

令和 6 年 12 月

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

令和6年12月18日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

令和7年～8年度東日本都市再生本部所管用地の小規模災害応急復旧工事等
に係る協定締結者の公募について

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部が発注する同本部所管用地の小規模災害応急復旧工事等について公正に指名するため、次のとおり協定締結を希望する事業者を公募します。

1 小規模災害応急復旧工事等について

- (1) 小規模災害応急復旧工事等とは、地震、大雨等の異常な自然現象等による災害等の発生又は発生するおそれがある場合に行う、被害の拡大防止と被災用地の早期応急復旧に係る工事等です。
- (2) 基礎資料の収集とは、小規模災害応急復旧工事等に参加する事業者を予め募るために資料を提出いただくもので、資格等審査の結果、有資格者となった者と機構との間において、事前に「独立行政法人都市再生機構所管用地の小規模災害応急復旧工事等に関する協定書」（以下「小規模災害協定書」という。別添参照。）を締結していただきます。
- (3) (1) に示す工事等の要請対象となるのは、概算見積時に200万円以内の金額の工事等で、かつ(2) に示す小規模災害協定書の別表1及び2に示す機構所管用地（別表1及び2で意向有りのチェックを付した箇所が対象）に関する工事等です。
- (4) 協定締結後、小規模災害応急復旧工事等の要請を機構から受けたときは、やむを得ない理由が無い限り、これに応ずるものとし、迅速かつ確実に工事等を履行するものとします。

2 基礎資料収集対象工事等

- (1) 東日本都市再生本部において、令和7年4月1日以降、令和9年3月31日までに見込まれる小規模災害応急復旧工事等を対象とします。
- (2) 調査は基礎資料の提出により行います。

なお、基礎資料の提出は、以下の区分とし、重複提出も可とします。

提出資料は、シート（【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票）及び小規模災害協定書別表1及び2（所管用地一覧及び意向確認票）とします。

区分	所管部署	提出区分
1	アセット活用部 及び 宅地業務部	別添 小規模災害協定書 別表1
2	技術監理部	別添 小規模災害協定書 別表2

3 基礎資料の提出要件

当機構東日本地区における令和5・6年度の競争参加資格（工事種別：土木C等級又は土木D等級）の認定を受けているものとし、かつ小規模災害協定書の別表1及び2に示すいずれかの都道府県内に本店、支店又は営業所がある者とします。

ただし、令和7年4月1日から令和9年3月31日の履行においては、上記に加え、令和7・8年度の競争参加資格（工事種別：土木C等級又は土木D等級）の認定を受けているものとします。

なお、令和7・8年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより基礎資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された基礎資料は無効とします。

4 基礎資料の作成及び提出に係る事項

(1) 基礎資料の作成要領の交付期間及び入手方法

基礎資料の作成要領は令和6年12月18日（水）から令和9年3月31日（水）までを交付期間とするので、当機構のホームページからダウンロードしてください。

(2) 基礎資料の提出期間及び受付方法

①提出期間 令和6年12月18日（水）から令和7年1月24日（金）まで
令和7年4月1日（火）以降は随時受付を実施します。

②受付方法

- ・簡易書留による郵送で提出してください。持ち込みによる提出は認めませんのでご注意ください。
- ・提出された基礎資料確認後、「【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（シート）（※2部提出）」のうち1部に受付印押印又は本部等名を記入のうえ、簡易書留で返送します。
- ・提出された基礎資料に不備・不明な点があった場合は、その内容を記載のうえ簡易書留でお知らせします。その際にヒアリング日時を指定させていただきますので、記載された資料を持参してください。ヒアリングによる確認後、「【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（提出者控用）」を受付印押印又は本部等名を記入のうえ返却します。

③送付場所 〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
アセット活用部品質管理課 電話 03-3347-4315

5 基礎資料の審査及び業者選定

提出された基礎資料の審査を行い、機構の定める要件を満たす者を選定します。

6 その他

- (1) この調査は、小規模災害応急復旧工事等に係る業者選定の基礎資料とするために行うものであり、必ずしも基礎資料提出者との工事等の契約を確約するものではありません。
- (2) 提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出された基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し基礎資料を返却しますが、それ以外の場合は返却しません。
- (4) 基礎資料作成に係る問合せ先は、記4(2)③のとおり。

以 上

令和7年～8年度東日本都市再生本部における小規模災害応急復旧工事等に係る 基礎資料の作成要領

今回の基礎資料収集は、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部が発注する小規模災害応急復旧工事等について、地理的条件・技術的適性・実施体制を把握し、公正に指名するために「令和5・6年度建設工事競争参加資格審査」の認定を受けた者から、基礎資料の収集を行うものであり、以下の点に留意し作成してください。

1 工事種別について

令和5・6年度建設工事競争参加資格審査（令和7年度以降は令和7・8年度建設工事競争参加資格審査）において土木C等級又は土木D等級の認定を受けた者。なお経常建設共同企業体とその構成員とは、重複して申請できませんので、どちらか一方で作成してください。

提出に際しては有資格者名簿等の該当部分を添付又は【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（シート）に登録番号を記載してください。

2 本店、支店又は営業所等所在地について

小規模災害協定書の別表1及び2に示すいずれかの都道府県内に本店、支店または営業所（以下「本店等」という。）があることを求めます。

3 前回災害協定を締結していた場合の調査票記入について

【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（シート）に関して、前回（令和4年～6年度内に）当本部と災害協定を締結した者で連絡先の変更がない場合は、災害時の窓口連絡先に関して記入を省略できます。

4 災害等発生後の事務手続きについて

（1）機構は小規模災害応急復旧工事等を必要と判断した場合、今回の調査及び審査により選定された業者の中から、競争参加資格認定の総合点数の上位業者から順に要請します。

（2）小規模災害応急復旧工事等を受諾した業者は、機構へ概算見積書を提出します。機構は概算見積書を確認後、受諾回答業者へ、請書若しくは暫定契約書：様式1を通知します。なお、概算金額で双方が折り合わなかった場合は、次順位者を選定します。以降同様の取り扱いをします。

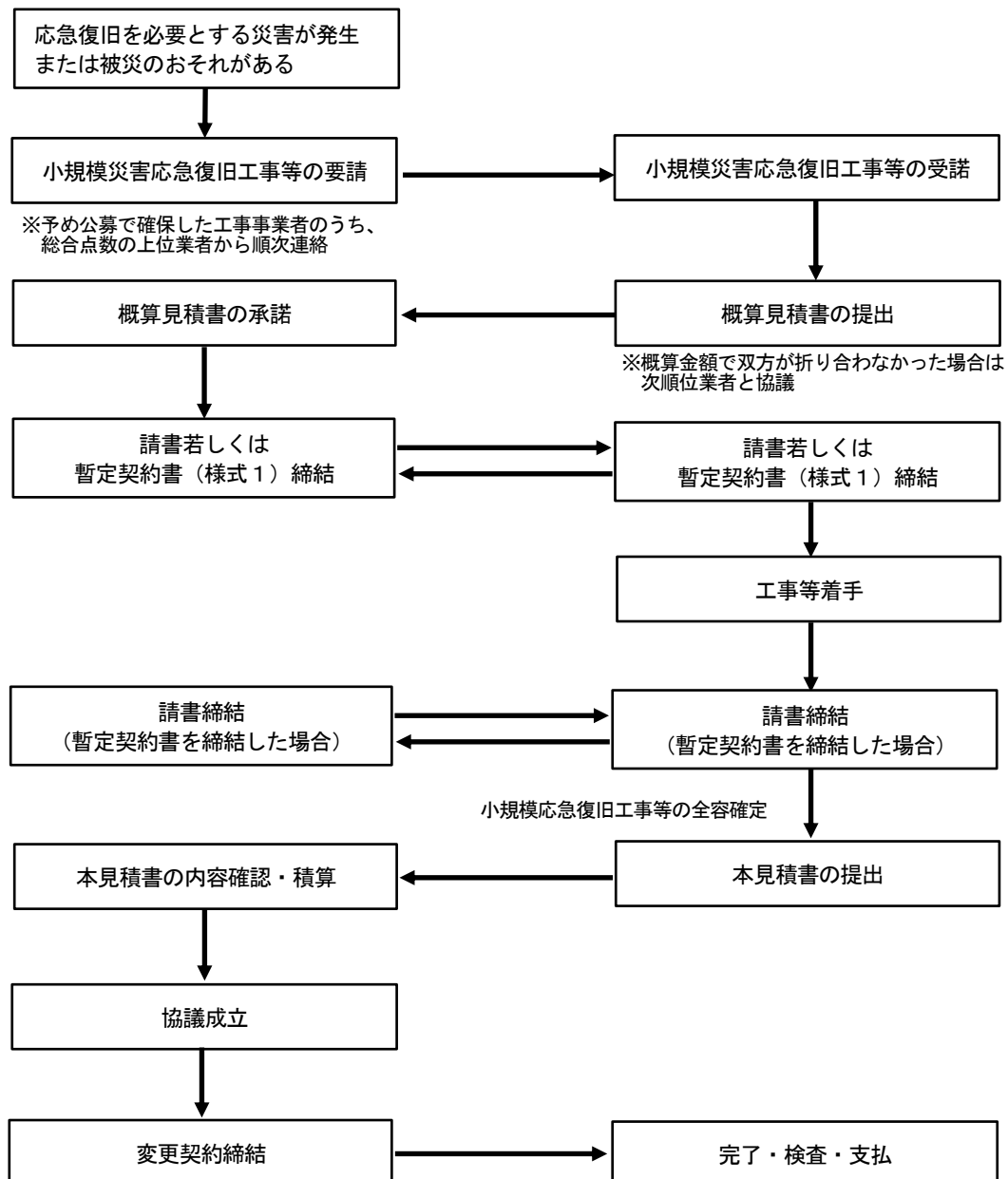
（3）受諾回答業者は、請書若しくは暫定契約書（様式1）を締結後、小規模災害応急復旧工事等に着手します。

（4）受注者は小規模災害応急復旧工事等の全容が確定し次第、速やかに本見積書の提出を行います。機構は受領した見積書を確認し、内容の確認を行います。必要に応じて受注者への内容確認や協議を行います。

なお、小規模災害応急復旧工事等に要する原価（直接工事費、共通仮設費、現場管理費）の積算については、原則見積の活用を予定しています。

（5）暫定契約書を締結した場合、可能な限り速やかに請書にて契約手続きを行います。

【災害等発生後の事務手続き】



5 その他

（１）この調査は、小規模災害応急復旧工事等に関する協定の締結に係る基礎資料の収集のために行うものです。

なお、必ずしも協定締結者との工事等の契約を確約するものではありません。今回の調査及び審査により選定業者に登録された場合においても、小規模災害応急復旧工事等が発注されない場合があります。

（２）基礎資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

（３）会社更生法及び民事再生法の手続を申し立てている者も基礎資料の提出はできますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、（１）の基礎資料とはしません。また、再審査の結果、資料提出した工事種別について上位の格付に認定された場合も（１）の基礎資料とはしません。

- (4) 基礎資料提出後、合併又は営業譲渡が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、提出した工事種別について上位の格付に認定された場合は、(1)の基礎資料とはしません。
- (5) 営業停止中又は指名停止中の者も基礎資料の提出はできますが、その期間中は選定されません。
- (6) 提出された基礎資料の内容が虚偽である場合は当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (7) 基礎資料を受領後、調査非対象者と判明した場合はその旨を通知し資料を返却しますが、それ以外の場合は、提出された基礎資料は返却しません。
- (8) 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)により、当機構が取得した文書は、開示請求者(会社、個人等「法人・個人」)を問わない。)から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについて、当該書類を開示対象にすることとなっております。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者は、基礎資料を提出できません。

※定義については、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>) に掲載しております。

- (10) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないことを条件とします。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

以 上

【参考】提出資料について

今回の基礎資料収集にあたり、簡易書留にて提出して頂く資料は以下のとおりです。

シート
基礎調査票
2部

意向確認票
(別表1)
1部

意向確認票
(別表2)
1部

格付	土木	
登録番号		

新規	
継続	

対象本部	東日本都市再生本部
------	-----------

【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票（新規・継続）

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

令和 年 月 日

この基礎資料及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

本店、支店又は営業所の種別 (丸で囲んで下さい)	本店	支店	営業所
商号又は名称	社印 ※1		
所在地	〒		
代表者(又は代理人、受任者) の職名及び氏名			
	電話番号	FAX番号	

(本票提出時点で協定書に記載する予定の受注者情報(住所、氏名等)を記入して下さい。)

災害時の窓口連絡先(継続かつ前回から変更なしの場合記入不要)

連絡先 1	部署名(上記と異なる場合)	担当者名	電話番号(上記と異なる場合)
	e-mail		FAX番号(上記と異なる場合)
	住所(上記と異なる場合)		
連絡先 2	部署名(上記と異なる場合)	担当者名	電話番号(上記と異なる場合)
	e-mail		FAX番号(上記と異なる場合)
	住所(上記と異なる場合)		

本調査表は2部提出してください。基礎資料確認後、1部に受付印を押印し、簡易書留で返信します。

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可

独立行政法人都市再生機構所管用地の小規模災害応急復旧工事等に関する協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、小規模応急復旧工事等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次条に規定する発注者の所管用地等に地震、豪雨等の異常な自然現象等による災害等の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、発注者の要請に基づき、被害の早期応急復旧及び拡大防止に係る小規模な工事等（以下「小規模災害応急復旧工事等」という。）を受注者が実施するための基本的な事項を定めるとともに、発注者受注者相互の協力による工事等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（小規模災害応急復旧工事等の対象）

第2条 小規模災害応急復旧工事等の対象は、別表1及び2に記載する発注者の管理する用地（別表1及び2で意向有りのチェックを付した箇所が対象）（以下「所管用地」という。）及び別表1及び2に記載のない用地で発注者が特に災害応急復旧を必要と判断する用地（以下、所管用地と併せて「所管用地等」という。）とする。

2 発注者の事由により所管用地に変更が生じた場合は、発注者受注者協議の上、別表1及び2を変更するものとする。

（小規模災害応急復旧工事等の内容）

第3条 受注者が実施する小規模災害応急復旧工事等の内容は、次の各号に掲げるものであって、請負金額が概算見積時に200万円以内のものとする。

- 一 災害等発生時又は発生するおそれがある所管用地等の状況の調査
- 二 被災した又は被災するおそれのある所管用地等の小規模災害応急復旧工事等の実施に必要な建設機械、資材及び人員等の調達及び役務提供
- 三 発注者に対する技術的助言

（小規模災害応急復旧工事等の実施要請等）

第4条 発注者は、災害時等において、受注者に対し小規模災害応急復旧工事等の実施を要請することができるものとし、受注者は、やむを得ない理由がある場合を除き、これを受諾するものとする。

(小規模災害応急復旧工事等に係る事務手続)

第5条 前条の規定に基づき、受注者が小規模災害応急復旧工事等の実施を受諾したときは、発注者及び受注者は、発注者が別に定める方法により、小規模災害応急復旧工事等に係る事務手続を行うものとする。

(損害発生時の報告)

第6条 受注者は、小規模災害応急復旧工事等の実施において、第三者に損害を及ぼしたとき又は建設機械、資材、人員等に損害が発生したときは、直ちに、書面により当該状況を発注者に報告するとともに、その対応について、発注者と協議するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

〔注〕 随時受付の場合は、本協定締結の日から令和9年3月31日までと記入する。

(補則)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者とは記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
	氏名	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 西野 健介

受注者	住所	●●●●●●●●●●●●●●●●
	氏名	●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●

東日本都市再生本部 所管用地一覧 及び 意向確認票（位置図参照）
〔小規模災害協定(土木C等級又は土木D等級)〕
その 1

※小規模災害協定の対象とすることができる区分についてのみ、意向確認欄の□にチェックを付けてください。

区分	都道府県	所管用地	意向確認
1	東京都	① 南八王子（八王子市） 南多摩（八王子市・多摩市・稲城市） 豎台（稲城市） 鶴川第二（町田市） 花小金井駅北口（小平市）	☐
2		② 南千住四丁目第一・第二（荒川区） 東雲キャナルコート（江東区） 桃井三丁目（杉並区） 芝浦アイランド（港区） 汐留西（港区） 新田三丁目（足立区） 西新井駅西口（足立区） 豊洲三丁目（江東区） 太子堂三丁目（世田谷区） 上池袋1丁目東（豊島区） 西ヶ原一丁目・四丁目（北区） 新宿六丁目（新宿区） 梅田五丁目（足立区） 江古田三丁目（中野区）	☐
3	神奈川県	港北（横浜市） 港北中央（横浜市） 奈良（横浜市） 新本牧（横浜市） 元浜町二丁目（横浜市） みなとみらい（横浜市） 黒川（川崎市） 中丸子（川崎市） 森の里（厚木市） 成瀬第二（伊勢原市）	☐
4	千葉県	① 浦安東（浦安市） 坪井（船橋市） 新鎌ヶ谷（鎌ヶ谷市） 西八千代北部（八千代市） 千葉北部（白井市・印西市） 柏北部東（柏市） 野田山崎（野田市）	☐
5		② 千葉東南部（千葉市） 千葉中央港（千葉市） 潤井戸（市原市） 金田東（木更津市） 物井（四街道市） 酒々井南部（酒々井町）	☐
6	埼玉県	① 越谷レイクタウン（越谷市） 吉川駅南（吉川市） 三郷中央（三郷市） 八潮南部中央（八潮市） 大宮西部（さいたま市） 菖蒲北部（久喜市） 川口並木元町（川口市）	☐
7		② 坂戸入西（坂戸市） 飯能南台（飯能市） 飯能南台第二（飯能市） 飯能大河原（飯能市）	☐
8	茨城県	下高井（取手市） 葛城（つくば市） 萱丸（つくば市） 牛久北部（牛久市） 東下根（牛久市） 内守谷（常総市） 北竜台（龍ヶ崎市） 龍ヶ岡（龍ヶ崎市）	☐
9	栃木県	宇都宮テクノポリセンター（宇都宮市） 東谷・中島（宇都宮市） 多功南原（上三川町）	☐
10	福島県	いわきニュータウン（いわき市）	☐
11	山形県	山形新都市（山形市・上山市）	☐
12	宮城県	仙台あすと長町（仙台市）	☐
13	岩手県	盛岡南新都市（盛岡市）	☐
14	秋田県	秋田新都市（秋田市）	☐
15	北海道	篠路拓北（札幌市）	☐

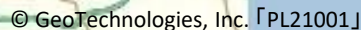
東日本都市再生本部 所管地区一覧（位置図参照）及び協定締結意向確認票
〔小規模災害協定(土木C等級又は土木D等級)〕

その2

※小規模災害協定の対象とすることができる区分についてのみ、意向確認欄の□にチェックを付けてください。

区分	都道府県	市区	機構管理用地の存する地区	意向確認
1	東京都	渋谷区	渋谷駅周辺地区、渋谷区本町地区、渋谷二丁目西地区、 神南一丁目地区、道玄坂二丁目地区	☐
2		豊島区	池袋周辺地区、東池袋四・五丁目地区、池袋本町三・四丁目地区、 長崎四・五丁目地区	☐
3		千代田区	大手町地区、飯田橋三丁目地区、神田錦町二丁目地区、神田錦町三丁目地区、 平河町二丁目地区	☐
4		中央区	晴海三丁目地区、日本橋横山町区	☐
5		港区	南青山三丁目地区、虎ノ門一丁目地区、虎ノ門四丁目地区、 日本橋横山町地区、新橋駅西口地区、新橋四丁目地区	☐
6		中野区	中野三丁目地区、中野四丁目地区、弥生町三丁目周辺地区、大和町地区	☐
7		大田区	羽田空港跡地地区、羽田三・四・五丁目地区	☐
8		品川区	広町二丁目地区、豊町五丁目地区、二葉三・四丁目地区、 西品川二・三丁目地区	☐
9		江東区	有明北地区、北砂三・四・五丁目地区、越中島三丁目地区	☐
10		荒川区	荒川二・四・七丁目地区、町屋三・四丁目地区	☐
11		目黒区	西小山駅前地区	☐
12		墨田区	京島周辺地区（東向島二丁目含む）、鐘ヶ淵周辺地区（墨田二・三・四丁目）	☐
13		三鷹市	下連雀三丁目地区	☐
14	神奈川県	横浜市	鶴見一丁目地区、みなとみらい21中央地区	☐
15		川崎市	小杉駅北口地区	☐
16		藤沢市	村岡東地区	☐
17		鎌倉市	寺分地区	☐
18	千葉県	船橋市	芝山一丁目地区	☐
19		印西市	小倉台三丁目地区	☐
20		四街道市	和良比字堀込地区	☐
21	栃木県	鹿沼市	銀座地区	☐
22	新潟県	長岡市	大手通坂之上町地区、大手通二丁目2番地区	☐

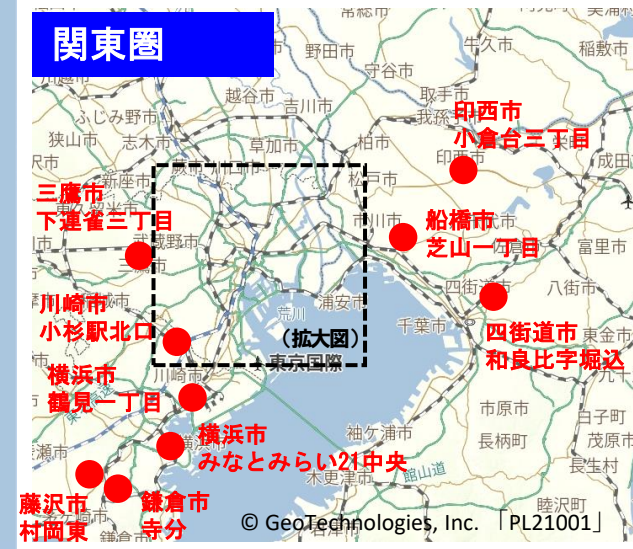
關 東 圏



拡大図



東日本都市再生本部 所管用地位置図 その2



様式 1

小規模災害応急復旧工事等の暫定契約書

工事の名称	●●工事	
工事概要 (契約金額(概算)に 相当する工事概要を記 載すること。)	災害復旧工事 ●●工 ●●工 ●●工	
契約金額(概算)	●, ●●●, ●●●●円(税込み)	
地 区	概 要	数 量
工事種別	土木	
工期(暫定)(自)	令和●年●月●日	
工期(暫定)(至)	令和●年●月●日	

令和 年 月 日

発注者 住所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 印

受注者 住所 ●●県●●市●●●番●号
氏名 ●●建設株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 印

(記載例)

シート

格付	土木	C
登録番号	●●●●●●●●	

新規	☒
継続	☐

←該当項目にチェックを入れて下さい

対象本部 東日本都市再生本部

該当項目を○印で囲んで下さい

【令和7年～8年度】小規模災害応急復旧工事等に係る基礎資料調査票 (新規) 継続

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

令和●年●月●日

この基礎資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

該当項目を○印で
囲んで下さい

この例の場合は
使用印鑑届を提出
した支店長印

本店、支店又は営業所の種別 (丸で囲んで下さい)	本店	支店	営業所
商号又は名称	●●建設株式会社●●支店		社印 支店長 ※1
所在地	〒●●●●●●●● ●●県●●市●●●●番●●号		
代表者(又は代理人、受任者) の職名及び氏名	取締役●●支店長 ●●●●		
電話番号	●●●●●●●●●●	FAX番号	●●●●●●●●●●

(本票提出時点で協定書に記載する予定の受注者情報(住所、氏名等)を記入して下さい。)

災害時の窓口連絡先(継続かつ前回から変更なしの場合記入不要)

連絡先 1	部署名(上記と異なる場合) ●●支店 ●●課	担当者名 ●●●●	電話番号(上記と異なる場合)
	e-mail ●●●●●●●●●●		FAX番号(上記と異なる場合)
	住所(上記と異なる場合)		
連絡先 2	部署名(上記と異なる場合) 本店 ●●課	担当者名 ●●●●	電話番号(上記と異なる場合) ●●●●●●●●●●
	e-mail ●●●●●●●●●●		FAX番号(上記と異なる場合) ●●●●●●●●●●
	住所(上記と異なる場合) 〒●●●●●●●● ●●県●●市●●●●番●●号		

本調査表は2部提出してください。基礎資料確認後、1部に受付印を押印し、簡易書留で返信します。

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可

(記載例)

別表 1

東日本都市再生本部 所管用地一覧 及び 意向確認票 (位置図参照)

〔小規模災害協定(土木C等級又は土木D等級)〕

その 1

※小規模災害協定の対象とすることができる区分についてのみ、意向確認欄の□にチェックを付けてください。

区分	都道府県	所管用地	意向確認
1	東京都	① 南八王子（八王子市） 南多摩（八王子市・多摩市・稲城市） 塙台（稲城市） 鶴川第二（町田市） 花小金井駅北口（小平市）	☒
2		② 南千住四丁目第一・第二（荒川区） 東雲ヤナコト（江東区） 桃井三丁目（杉並区） 芝浦アイランド（港区） 汐留西（港区） 新田三丁目（足立区） 西新井駅西口（足立区） 豊洲三丁目（江東区） 太子堂三丁目（世田谷区） 上池袋1丁目東（豊島区） 西ヶ原一丁目・四丁目（北区） 新宿六丁目（新宿区） 梅田五丁目（足立区） 江古田三丁目（中野区）	☒
3	神奈川県	港北（横浜市） 港北中央（横浜市） 奈良（横浜市） 新本牧（横浜市） 元浜町二丁目（横浜市） みなとみらい（横浜市） 黒川（川崎市） 中丸子（川崎市） 森の里（厚木市） 成瀬第二（伊勢原市）	☐
4	千葉県	① 浦安東（浦安市） 坪井（船橋市） 新鎌ヶ谷（鎌ヶ谷市） 西八千代北部（八千代市） 千葉北部（白井市・印西市） 柏北部東（柏市） 野田山崎（野田市）	☐
5		② 千葉東南部（千葉市） 千葉中央港（千葉市） 潤井戸（市原市） 金田東（木更津市） 物井（四街道市） 酒々井南部（酒々井町）	☐
6	埼玉県	① 越谷レイクタウン（越谷市） 吉川駅南（吉川市） 三郷中央（三郷市） 八潮南部中央（八潮市） 大宮西部（さいたま市） 菖蒲北部（久喜市） 川口並木元町（川口市）	☐
7		② 坂戸入西（坂戸市） 飯能南台（飯能市） 飯能南台第二（飯能市） 飯能大河原（飯能市）	☐
8	茨城県	下高井（取手市） 葛城（つくば市） 萱丸（つくば市） 牛久北部（牛久市） 東下根（牛久市） 内守谷（常総市） 北竜台（龍ヶ崎市） 龍ヶ岡（龍ヶ崎市）	☐
9	栃木県	宇都宮テクノポリセンター（宇都宮市） 東谷・中島（宇都宮市） 多功南原（上三川町）	☐
10	福島県	いわきニュータウン（いわき市）	☐
11	山形県	山形新都市（山形市・上山市）	☐
12	宮城県	仙台あすと長町（仙台市）	☐
13	秋田県	秋田新都市（秋田市）	☐
14	北海道	篠路拓北（札幌市）	☐

(記載例)

別表 2

東日本都市再生本部 所管地区一覧（位置図参照）及び協定締結意向確認票
〔小規模災害協定(土木C等級又は土木D等級)〕

その2

※小規模災害協定の対象とすることができる区分についてのみ、意向確認欄の□にチェックを付けてください。

区分	都道府県	市区	機構管理用地の存する地区	意向確認
1	東京都	渋谷区	渋谷駅周辺地区、渋谷区本町地区、渋谷二丁目西地区、 神南一丁目地区、道玄坂二丁目地区	☒
2		豊島区	池袋周辺地区、東池袋四・五丁目地区、池袋本町三・四丁目地区、 長崎四・五丁目地区	☒
3		千代田区	大手町地区、飯田橋三丁目地区、神田錦町二丁目地区、神田錦町三丁目地区、 平河町二丁目地区	☒
4		中央区	晴海三丁目地区、日本橋横山町区	☒
5		港区	南青山三丁目地区、虎ノ門一丁目地区、虎ノ門四丁目地区、 日本橋横山町地区、新橋駅西口地区、新橋四丁目地区	☒
6		中野区	中野三丁目地区、中野四丁目地区、弥生町三丁目周辺地区、大和町地区	☒
7		大田区	羽田空港跡地地区、羽田三・四・五丁目地区	☒
8		品川区	広町二丁目地区、豊町五丁目地区、二葉三・四丁目地区、 西品川二・三丁目地区	☒
9		江東区	有明北地区、北砂三・四・五丁目地区、越中島三丁目地区	☒
10		荒川区	荒川二・四・七丁目地区、町屋三・四丁目地区	☒
11		目黒区	西小山駅前地区	☒
12		墨田区	京島周辺地区（東向島二丁目含む）、鐘ヶ淵周辺地区（墨田二・三・四丁目）	☒
13		三鷹市	下連雀三丁目地区	☒
14	神奈川県	横浜市	鶴見一丁目地区、みなとみらい21中央地区	☐
15		川崎市	小杉駅北口地区	☐
16		藤沢市	村岡東地区	☐
17		鎌倉市	寺分地区	☐
18	千葉県	船橋市	芝山一丁目地区	☐
19		印西市	小倉台三丁目地区	☐
20		四街道市	和良比字堀込地区	☐
21	栃木県	鹿沼市	銀座地区	☐
22	長野県	小諸市	大手一丁目地区	☐
23	新潟県	長岡市	大手通坂之上町地区、大手通二丁目2番地区	☐